

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）寺井地区）の計画を変更することについて令和4年2月14日認可した。

令和4年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造